

8 漁港漁場整備法

[漁港の区域内の行為の許可] (第39条)

法の趣旨	漁港漁場整備法は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。
許可の必要な行為	漁港の区域内の水域又は公共空地において、次の行為をする場合 1 工作物の建設、改良 2 土砂の採取 3 土地の掘削、盛土 4 汚水の放流 5 汚物の放棄 6 水面又は土地の占用
許可が必要な区域	漁港の区域 (・釣師浜漁港 (新地町) ・松川浦漁港 (相馬市) ・真野川漁港 (南相馬市) ・請戸漁港 (浪江町) ・富岡漁港 (富岡町) ・久之浜漁港、四倉漁港、豊間漁港、小浜漁港、 勿来漁港 (いわき市))
許可権者	漁港管理者 (相馬港湾建設事務所長 (釣師浜漁港、松川浦漁港、真野川漁港、請戸漁港、富岡漁港) 小名浜港湾建設事務所長 (久之浜漁港、四倉漁港、豊間漁港、小浜漁港、勿来漁港) が専決)
許可の基準	特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでないこと。
担当機関	本庁 土木部 港湾課 出先 相馬港湾建設事務所 総務課 小名浜港湾建設事務所 管理課
手続フローチャート	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[港湾建設事務所] B -- 許可 --> A </pre>
備考	